

法令名	水道法
根拠条項	第6条第1項、第10条第1項、第26条第1項、第30条第1項
許認可等類	水道事業及び水道用水供給事業の認可及び変更の認可
法令の定め	<p>○水道法第6条（事業の認可及び経営主体） 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚生労働大臣の権限が道知事に移譲。以下の条文も同様。</p> <p>○水道法第10条（事業の変更） 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときは除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。</p> <p>① その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。</p> <p>② その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。</p> <p>○水道法第26条（事業の認可） 水道用水供給事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>○水道法第30条（事業の変更） 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときは除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>① その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。</p> <p>② その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。</p> <p>○水道法第5条（施設基準） 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>① 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>② 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>③ 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>④ 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>⑤ 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>⑥ 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるに当たっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○水道法第8条（認可基準） 水道事業經營の認可は、その申請が次の各号に適合しているとき認められるときでなければ、与えてはならない。</p> <p>① 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。</p> <p>② 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。</p> <p>③ 水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。</p>

	<p>④ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。</p> <p>⑤ 供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。</p> <p>⑥ 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。</p> <p>⑦ その他当該水道事業の開始が公益上必要であること</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>
審査基準	上記法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総 期 間 30日 (注：休日は含まない。 )</p> <p>  経由機関 10日 (各保健所 )</p> <p>  協議機関 日 ( )</p> <p>  処分機関 20日 (環境生活部環境局環境政策課)</p>
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-256) タイヤルイン011-204-5194)
申請先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> <li>・ 各総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室生活衛生課環境衛生係 (主査)</li> </ul>
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年3月16日作成)

法令名	水道法
根拠条項	第11条第1項、第31条
許可等 の種類	水道事業及び水道用水供給事業の休止及び廃止の許可
法令の定め	<p>○水道法第11条（事業の休止及び廃止） 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>○水道法第31条（準用） 第11条から第13条まで、（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第11条第1項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、（略）と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。</p>
審査基準	上記法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 10日（各保健所）</p> <p>協議機関 日（）</p> <p>処分機関 20日（環境生活部環境局環境政策課）</p>
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 （電話番号：011-231-4111（内線24-256）ダイヤル011-204-5194）
申請先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> <li>・各総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室生活衛生課環境衛生係（主査）</li> </ul>
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm</a>

法令名	水道法
根拠条項	第14条第6項
許可等類の種別	水道事業者が地方公共団体以外の者である場合の水道事業の供給規程の変更の認可
法令の定め	<p>○水道法第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>① 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。</p> <p>② 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>③ 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>⑤ 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>※ 水道法第46条や道州制特区推進法により厚労大臣の権限が道知事に移譲。</p>
審査基準	上記法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 30日 (注：休日は含まない。 )</p> <p>経路機関 10日 (各保健所 )</p> <p>協議機関 日 ( )</p> <p>処分機関 20日 (環境生活部環境局環境政策課)</p>
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課水道整備係・水道計画係 (電話番号：011-231-4111 (内線24-256) ファクシ011-204-5194)
申請先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> <li>・各総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室生活衛生課環境衛生係 (主査)</li> </ul>
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm</a>

